

令和4年度

県内市町村財政の状況

令和6年3月

山形県みらい企画創造部市町村課

資料編目次

第1表	普通会計決算総括（市町村別）	78
第2表	市町村別歳入内訳	81
第3表	市町村別歳出内訳	
（1）	目的別歳出内訳	87
（2）	性質別歳出内訳	92
第4表	市町村税収入額の状況	100
第5表	超過課税の状況	102
第6表	事業別地方債同意等及び届出の状況	103
第7表	市町村別地方債同意等及び届出の状況	104
第8表	市町村別地方債発行額の状況	108
第9表	市町村別地方債現在高の状況	111
第10表	地方公営企業事業数一覧	114
第11表	第三セクターの経営状況	115
第12表	土地開発公社の経営状況	118

〔用語の説明〕

本書における主な用語については、次のとおりである。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律関係

1 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

2 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

3 一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

4 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額が負数となる額。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」という。

5 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

6 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

7 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

8 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

9 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

10 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

11 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

12 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

13 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

○決算統計基本用語

14 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

15 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

16 決算額(純計)

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

17 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

18 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逡次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逡次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

19 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

20 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

（歳入）

21 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

22 地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別法人事業譲与税、森林環境譲与税がある。

23 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金及び平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う税源移譲予定特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。なお、平成17年度に限り、義務教育費国庫負担金等の暫定的な減額措置である4,250億円を税源移譲予定特例交付金に加え交付するもの。

24 地方交付税（普通交付税・特別交付税）

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

25 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のための財政収入の減少があることを考慮して地方公共団体に対して交付する特別交付税。

26 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

27 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

28 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、同条の特例として発行される特例分がある。

29 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～令和3年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

(歳出)

30 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

31 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

32 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

33 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

34 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

35 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

36 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

37 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

38 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

目 次

第1	健全化判断比率等について	
1	全国の概要	1
2	県内市町村の概要	2
	第1図 健全化判断比率の推移	5
	第2図 将来負担比率と実質公債費比率の状況(令和4年度決算)	6
第2	市町村普通会計決算について	
1	全国の概要	7
2	県内市町村の概要	9
	第3図 決算規模の推移(普通会計)	13
	第4図 実質収支等の推移(普通会計)	13
	第5図 歳入内訳	14
	第6図 歳出(目的別)内訳	15
	第7図 歳出(性質別)内訳	16
	第8図 普通建設事業費の推移	17
	第9図 経常収支比率の推移	18
	第10図 経常収支比率と実質公債費比率の状況(令和4年度決算)	19
	第11図 将来にわたる実質的な財政負担の推移	20
	第12図 歳出決算額の目的別構成比	20
	第13図 歳出決算額の性質別構成比	21
	第14図 人件費の推移	21
第3	市町村税について	
1	全国の概要	22
2	県内市町村の概要	23
	第15図 市町村税収入額の推移	24
第4	普通交付税について	
1	全国の概要	25
2	県内市町村の概要	30
	第16図 市町村の普通交付税等の推移	31
第5	地方債について	
1	全国の概要	32
2	県内市町村の概要	35
	第17図 地方債発行額及び地方債依存度	36
	第18図 事業別地方債現在高の状況	37

第6	地方公営企業決算について	
1	全国の概要	38
2	県内市町村の概要	53
	第19図 決算規模の推移	59
	第20図 総収支の推移	59
	第21図 企業債発行額の推移	60
	第22図 企業債現在高の推移	60
	第23図 繰入金(収益・資本合計)の推移	61
	第24図 不良債務の推移	61
第7	第三セクターについて	
1	全国の概要	62
2	県内市町村の概要	66
第8	土地開発公社について	
1	全国の概要	69
2	県内市町村の概要	76

39 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

40 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

41 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

42 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

43 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

○財政分析指標

44 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

45 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○地方財政計画等

46 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

47 地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

48 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

49 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

50 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

51 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

52 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位1当たり費用)} & & \text{(人口・面積等)} & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

53 単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

54 測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

55 補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

56 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

○公営企業

57 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

58 損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

59 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

60 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

61 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）

I. 健全化判断比率の状況

- 財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（令和3年度決算も同じ）
- 早期健全化基準以上の団体
：なし（令和3年度決算も同じ）

1. 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（3年度決算も同じ）
なお、実質赤字額がある団体は1団体（3年度決算：なし）

2. 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（3年度決算も同じ）
なお、連結実質赤字額がある団体はなし（3年度決算も同じ）

3. 実質公債費比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体は1団体（夕張市：67.4%）
なお、当該団体は財政再生基準以上
（※3年度決算も団体は同じ）
- ・ 都道府県の平均値は10.1%、市区町村は5.5%

4. 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし（3年度決算も同じ）
- ・ 都道府県の平均値は154.2%、市区町村は8.8%

II. 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は4会計（3年度決算：7会計）
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は29会計（3年度決算：44会計）

第1 健全化判断比率等について
2 県内市町村の概要

令和4年度決算に基づく県内市町村等の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

1 健全化判断比率（4指標）の状況について

- (1) 実質赤字比率（一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- 全団体黒字のため該当なし
- (2) 連結実質赤字比率（全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- 全団体黒字のため該当なし
- (3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率）
- 県平均（加重平均）：8.6%（3年度決算：8.3%）
 - 早期健全化基準、財政再生基準以上の団体：該当なし
- 《参考》18%以上（起債に当たり「許可」が必要）の団体：なし（3年度決算も同じ）
- (4) 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模に対する比率）
- 県平均（加重平均）：44.3%（3年度決算：52.2%）
 - 早期健全化基準以上の団体：該当なし

2 公営企業における資金不足比率の状況について

資金不足比率（資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業会計ごと））

- 資金不足が生じた公営企業会計：該当なし（3年度決算も同じ）

《参考》早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について（市町村基準）

比率名	R4県平均	早期（経営）健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	比率なし	財政規模に応じ11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	比率なし	財政規模に応じ16.25～20%	30%
実質公債費比率	8.6%	25%	35%
将来負担比率	44.3%	350%	
資金不足比率（公営企業会計ごと）	—	20%	

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

1. 県内市町村の健全化判断比率

(単位:%)

No.	団体名	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率	
				R4	R3	R4	R3
1	山形市	-	-	7.6	7.4	97.0	99.5
2	米沢市	-	-	7.8	7.8	41.2	47.8
3	鶴岡市	-	-	6.7	6.1	40.8	44.8
4	酒田市	-	-	10.0	10.1	16.8	28.8
5	新庄市	-	-	7.1	7.1	2.0	19.3
6	寒河江市	-	-	7.8	7.8	-	-
7	上山市	-	-	6.4	6.8	36.0	43.9
8	村山市	-	-	8.5	8.6	49.3	62.1
9	長井市	-	-	11.7	10.9	234.4	225.0
10	天童市	-	-	4.8	4.1	-	-
11	東根市	-	-	7.8	7.5	-	7.6
12	尾花沢市	-	-	8.1	7.1	44.7	55.2
13	南陽市	-	-	12.2	12.0	122.5	127.1
都市計				7.9	7.7	49.6	56.6
14	山辺町	-	-	10.3	10.5	-	3.2
15	中山町	-	-	12.0	11.9	43.4	60.2
16	河北町	-	-	8.8	8.8	29.1	45.8
17	西川町	-	-	12.0	11.5	-	-
18	朝日町	-	-	7.9	6.4	-	-
19	大江町	-	-	8.4	7.6	-	-
20	大石田町	-	-	11.9	11.6	41.3	56.1
21	金山町	-	-	9.8	10.2	-	9.0
22	最上町	-	-	9.6	8.6	27.8	30.9
23	舟形町	-	-	11.5	12.6	-	-
24	真室川町	-	-	5.4	5.5	14.8	27.3
25	大蔵村	-	-	8.9	8.0	-	-
26	鮭川村	-	-	5.7	6.1	-	-
27	戸沢村	-	-	12.8	11.6	70.0	83.8
28	高島町	-	-	11.5	10.6	77.4	88.2
29	川西町	-	-	12.6	12.0	143.4	132.6
30	小国町	-	-	12.5	12.4	60.3	69.4
31	白鷹町	-	-	10.7	9.3	31.8	38.8
32	飯豊町	-	-	12.8	12.0	117.6	115.4
33	三川町	-	-	9.8	10.6	105.9	111.5
34	庄内町	-	-	10.8	11.0	26.6	32.9
35	遊佐町	-	-	10.7	9.9	61.4	60.8
町村計				10.5	10.1	30.5	40.9
県計(加重平均)				8.6	8.3	44.3	52.2
県計(単純平均)				9.5	9.2	64.0	64.0

(注) 1 都市計、町村計は加重平均

(注) 2 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記

(注) 3 早期健全化基準は実質公債費比率25%、将来負担比率350%

2. 県内市町村等の資金不足比率

資金不足の生じた会計はなし

県内市町村の早期健全化基準及び財政再生基準

1 早期健全化基準（令和4年度決算分）

（単位：％、百万円）

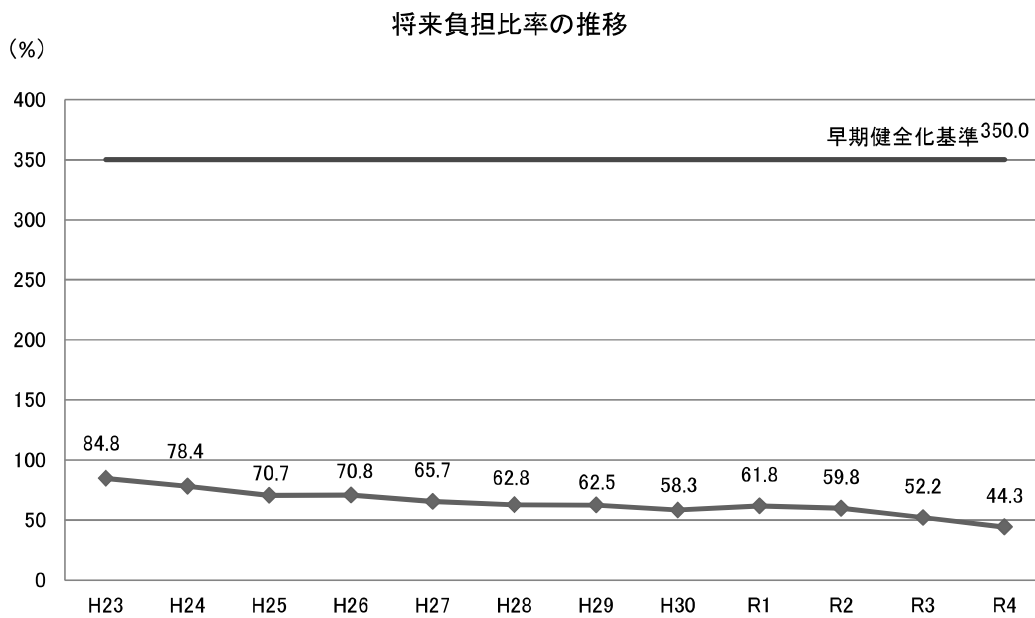
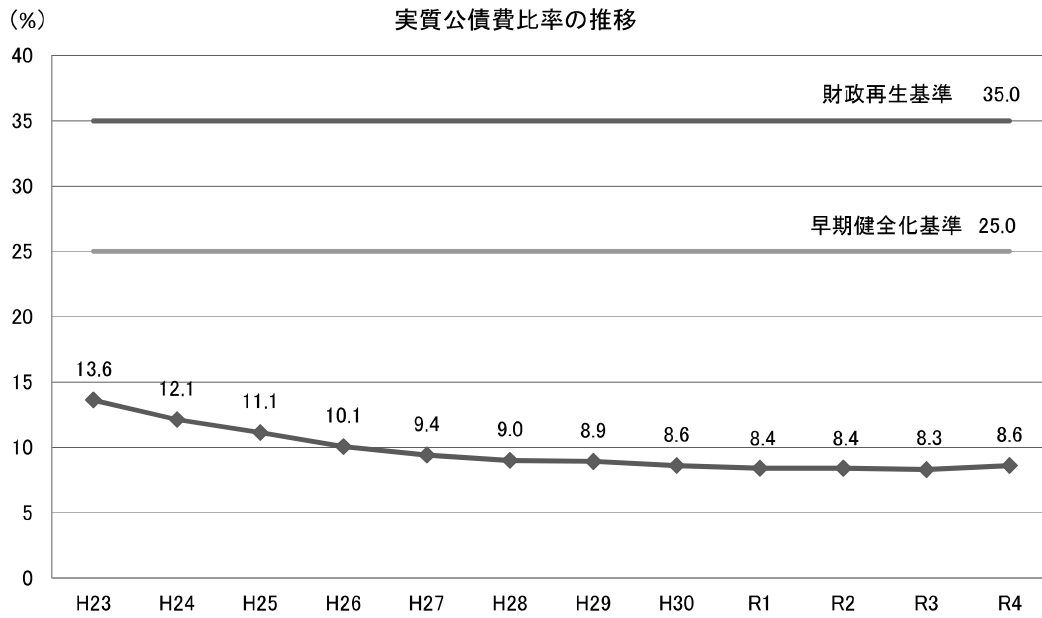
No.	市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模
1	山形市	11.25%	16.25%	25%	350%	53,645
2	米沢市	12.47%	17.47%			20,306
3	鶴岡市	11.46%	16.46%			39,940
4	酒田市	11.84%	16.84%			29,316
5	新庄市	13.35%	18.35%			9,909
6	寒河江市	13.25%	18.25%			10,530
7	上山市	13.65%	18.65%			8,391
8	村山市	13.85%	18.85%			7,633
9	長井市	13.69%	18.69%			8,222
10	天童市	12.83%	17.83%			14,336
11	東根市	13.05%	18.05%			12,022
12	尾花沢市	14.18%	19.18%			6,637
13	南陽市	13.66%	18.66%			8,378
14	山辺町	15.00%	20.00%			3,852
15	中山町	15.00%	20.00%			3,316
16	河北町	15.00%	20.00%			4,815
17	西川町	15.00%	20.00%			3,444
18	朝日町	15.00%	20.00%			3,453
19	大江町	15.00%	20.00%			3,514
20	大石田町	15.00%	20.00%			3,155
21	金山町	15.00%	20.00%			2,800
22	最上町	15.00%	20.00%			4,114
23	舟形町	15.00%	20.00%			2,880
24	真室川町	15.00%	20.00%			3,853
25	大蔵村	15.00%	20.00%			2,412
26	鮭川村	15.00%	20.00%			2,504
27	戸沢村	15.00%	20.00%			2,807
28	高畠町	14.14%	19.14%			6,732
29	川西町	14.16%	19.16%			6,695
30	小国町	15.00%	20.00%			4,420
31	白鷹町	14.89%	19.89%			5,169
32	飯豊町	15.00%	20.00%			4,049
33	三川町	15.00%	20.00%			2,965
34	庄内町	13.92%	18.92%			7,404
35	遊佐町	14.86%	19.86%			5,224

2 財政再生基準

- (1) 実質赤字比率 20%
- (2) 連結実質赤字比率 30%
- (3) 実質公債費比率 35%

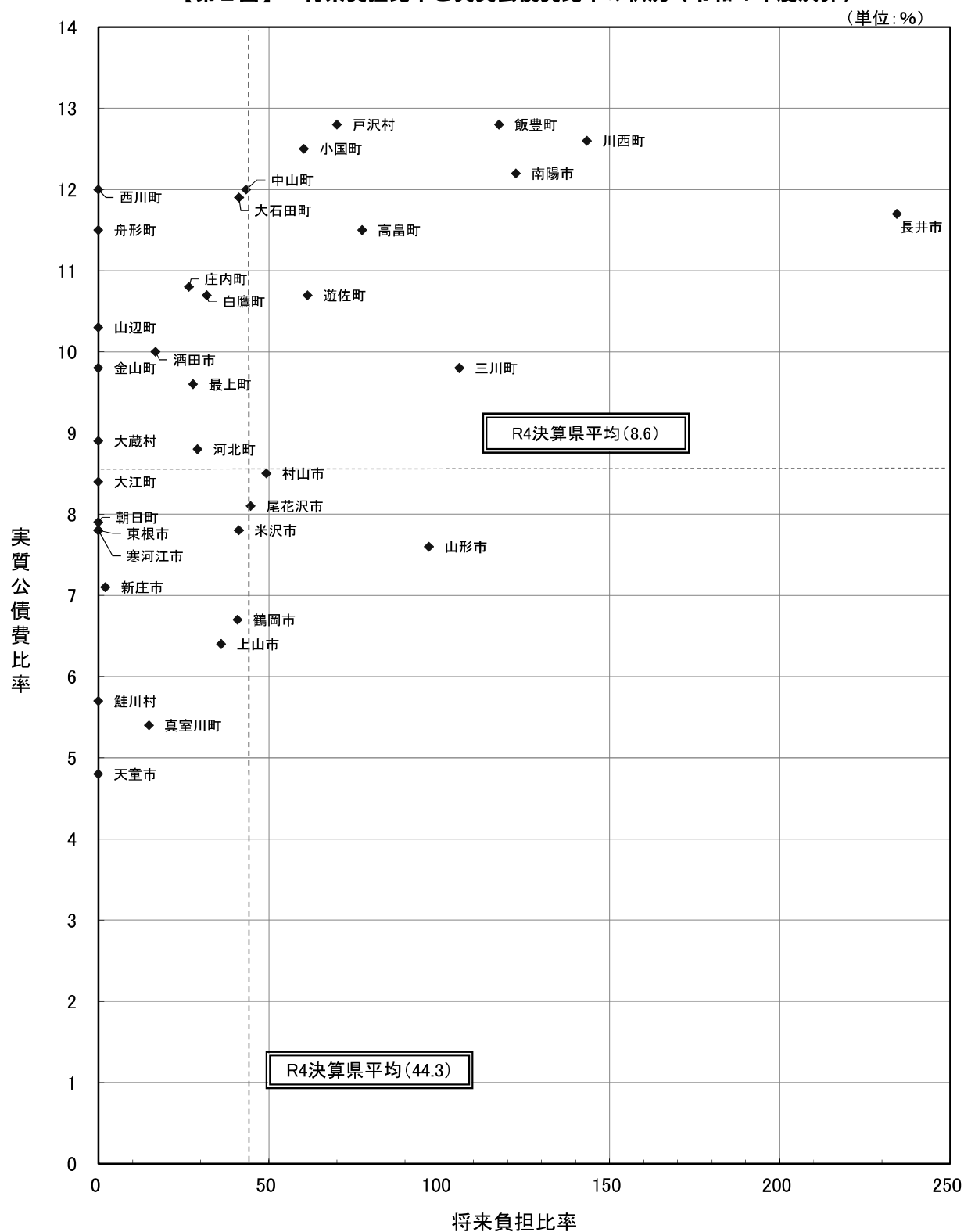
※ 将来負担比率には財政再生基準はない

【第1図】 健全化判断比率の推移



(注)上記比率は、平成29年度以前は各市町村の単純平均値、平成30年度以降は加重平均値である。

【第2図】 将来負担比率と実質公債費比率の状況（令和4年度決算）



令和4年度市町村普通会計決算の概要

- 注1 本資料は、市町村1,718団体、特別区23団体、一部事務組合1,152団体、広域連合113団体、計3,006団体の普通会計の純計決算額を取りまとめたものです（令和5年9月29日公表の速報においては、市町村1,718団体、特別区23団体、計1,741団体のみを対象としてとりまとめ）。
- 注2 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。
- 注3 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」と、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた値を「通常収支分」と表記しています。

歳入 69.0兆円(▲1.5兆円)
うち通常収支分 68.7兆円(▲1.3兆円)、東日本大震災分 0.3兆円(▲0.2兆円)

歳出 66.4兆円(▲1.2兆円)
うち通常収支分 66.1兆円(▲1.0兆円)、東日本大震災分 0.3兆円(▲0.2兆円)

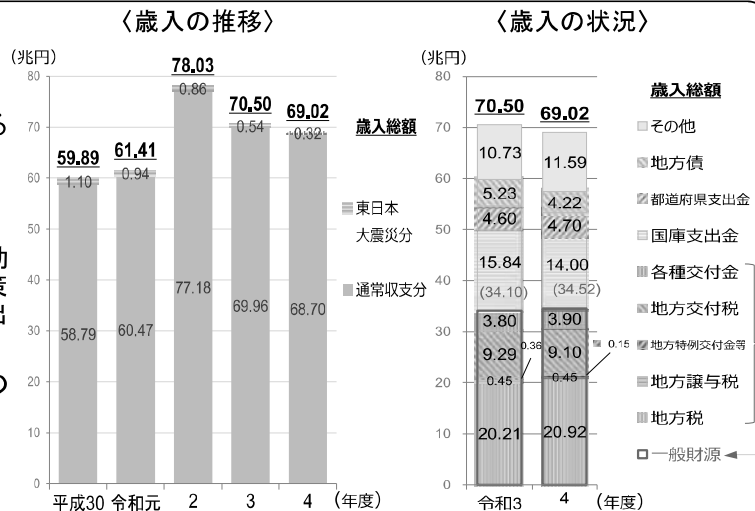
1 歳入

【増要因】

- 固定資産税や市町村民税の増等による地方税の増加 (7,167億円増)

【減要因】

- 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等の新型コロナウイルス感染症対策関係国庫支出金の減等に伴う国庫支出金の減少 (1兆8,496億円減)
- 臨時財政対策債の減等による地方債の減少 (1兆101億円減)



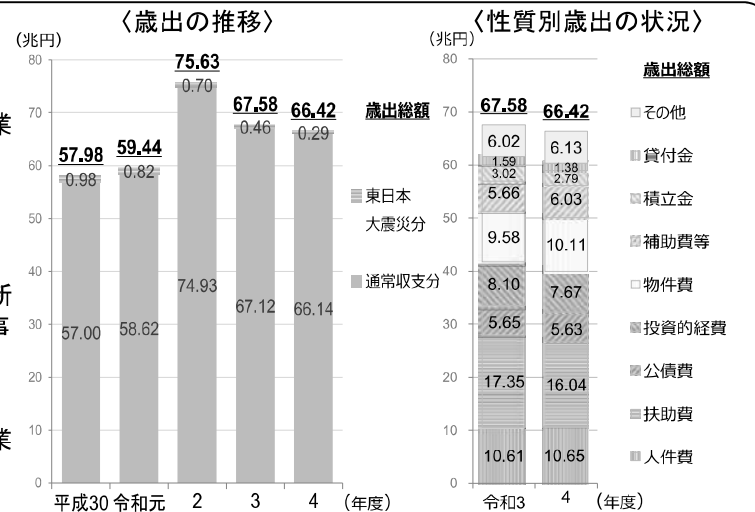
2 歳出

【増要因】

- 情報システム整備関連や消費喚起事業の委託費の増等による物件費の増加 (5,313億円増)

【減要因】

- 子育て世帯等臨時特別支援事業等の新型コロナウイルス感染症対応に係る事業費の減等による扶助費の減少 (1兆3,053億円減)
- 補助事業費の減等による普通建設事業費の減少 (3,676億円減)



3 決算収支

- (1) 実質収支：2兆698億円の黒字（2,600億円減）
実質単年度収支：180億円の赤字（1兆2,745億円減）
- (2) 実質収支が赤字の団体は、市町村において1団体、一部事務組合において1団体
（令和3年度は一部事務組合において1団体が赤字）

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減
実質収支	2兆698億円	2兆3,298億円	▲2,600億円
実質単年度収支	▲180億円	1兆2,565億円	▲1兆2,745億円

4 財政構造の弾力性

- (1) 経常収支比率：92.2%（3.3ポイント上昇）
- (2) 実質公債費比率：5.5%（前年度同率）

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減
経常収支比率	92.2%	88.9%	3.3
実質公債費比率	5.5%	5.5%	—

5 地方債現在高

- (1) 地方債現在高：55兆6,548億円（1兆1,481億円減）
- (2) 地方債現在高（臨時財政対策債除き）：35兆9,338億円（1,736億円減）

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減
地方債現在高	55兆6,548億円	56兆8,029億円	▲1兆1,481億円 （▲2.0%）
地方債現在高 （臨時財政対策債除き）	35兆9,338億円	36兆1,074億円	▲1,736億円 （▲0.5%）

※詳細は別紙のとおりです。

令和4年度 山形県内市町村の普通会計決算の概要

令和5年11月

みらい企画創造部

1 歳入歳出決算額

(対前年度比)

(1) 歳入	6,768億円	△231億円	(△3.3%)	
(主なるもの)				(主な増減)
地方税	1,388億円	+39億円	(+2.9%)	新型コロナウイルス感染症にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の終了に伴う増加
地方特例交付金等	11億円	△28億円	(△71.9%)	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少
地方交付税	1,723億円	△25億円	(△1.4%)	普通交付税の減少
国庫支出金	1,059億円	△151億円	(△12.5%)	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減少
寄附金	389億円	+34億円	(+9.7%)	ふるさと納税の増加
地方債	430億円	△159億円	(△27.0%)	臨時財政対策債の減少

(対前年度比)

(2) 歳出	6,468億円	△213億円	(△3.2%)	
(主なるもの)				(主な増減)
扶助費	1,051億円	△149億円	(△12.4%)	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の終了に伴う減少
物件費	977億円	+84億円	(+9.4%)	コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応による増加
維持補修費	177億円	△49億円	(△21.8%)	除排雪経費の減少
補助費等	990億円	+20億円	(+2.0%)	コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応による増加
投資的経費	735億円	△65億円	(△8.2%)	市町村役場新庁舎の整備完了に伴う減少
◇形式収支	300億円	△18億円	(△5.7%)	《歳入－歳出》
◇実質収支	261億円	△25億円	(△8.6%)	《形式収支－翌年度へ繰越すべき財源》

2 主な財政指標等

項目名	30年度	元年度	2年度	3年度 A	4年度 B	増減 (B-A)
① 標準財政規模(億円)	3,041	3,036	3,122	3,262	3,188	△73
② 経常収支比率(%)	91.8	92.4	91.2	86.3	91.8	+5.5
③ 財政力指数	0.36	0.37	0.37	0.36	0.35	△0.01

(注) 単位未満四捨五入の関係で、差引が一致しない箇所がある。また、②は県内市町村の加重平均値、③は県内市町村の単純平均値である。

3 地方税の徴収実績

項目名	30年度	元年度	2年度	3年度 A	4年度 B	増減 (B-A)
調定済額(億円)	1,434	1,442	1,436	1,404	1,442	+38
収入済額(億円)	1,370	1,380	1,374	1,349	1,388	+39
徴収率(%)	95.6	95.7	95.7	96.1	96.3	+0.2

(注) 単位未満四捨五入の関係で、差引が一致しない箇所がある。また、徴収率は県内市町村の加重平均値である。

以上

令和4年度 市町村普通会計決算の状況

1 歳入の状況

(単位:百万円、%)

費目	令和4年度		令和3年度		対前年度比		主な増減要因
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率	
1 地方税	138,830	20.5	134,890	19.3	3,940	2.9	新型コロナウイルス感染症にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の終了に伴う増加
うち個人分	47,562	7.0	47,279	6.8	283	0.6	
うち法人分	9,807	1.4	10,151	1.5	▲ 343	▲ 3.4	
うち固定資産税	62,228	9.2	59,278	8.5	2,950	5.0	
うちたばこ税	7,261	1.1	6,880	1.0	381	5.5	
2 地方譲与税	5,076	0.7	5,030	0.7	47	0.9	
3 利子割交付金	43	0.0	85	0.0	▲ 42	▲ 49.2	
4 配当割交付金	377	0.1	416	0.1	▲ 39	▲ 9.4	
5 株式等譲渡所得割交付金	265	0.0	542	0.1	▲ 277	▲ 51.1	
6 地方消費税交付金	27,629	4.1	26,900	3.8	728	2.7	
7 ゴルフ場利用税交付金	80	0.0	91	0.0	▲ 11	▲ 11.9	
8 特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	-	-	
9 自動車取得税交付金	7	0.0	0	0.0	7	-	
10 自動車税環境性能割交付金	400	0.1	335	0.0	64	19.2	
11 法人事業税交付金	1,895	0.3	1,744	0.2	151	8.6	
12 国有施設等交付金	21	0.0	21	0.0	0	0.5	
13 地方特例交付金	1,075	0.2	3,829	0.5	▲ 2,755	▲ 71.9	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少
14 地方交付税	172,270	25.5	174,748	25.0	▲ 2,478	▲ 1.4	
うち普通交付税	149,614	22.1	151,962	21.7	▲ 2,348	▲ 1.5	前年度の再算定における臨時財政対策債償還基金費の皆減
うち特別交付税	22,656	3.3	22,777	3.3	▲ 121	▲ 0.5	
うち震災復興特別交付税	0	0.0	9	0.0	▲ 9	▲ 95.5	
15 交通安全対策交付金	162	0.0	184	0.0	▲ 22	▲ 12.1	
16 分担金・負担金	3,005	0.4	3,561	0.5	▲ 556	▲ 15.6	
17 寄附金	38,862	5.7	35,435	5.1	3,428	9.7	ふるさと納税の増加
18 使用料及び手数料	5,917	0.9	5,867	0.8	50	0.8	
19 国庫支出金	105,921	15.6	121,039	17.3	▲ 15,117	▲ 12.5	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減少
20 県支出金	43,616	6.4	45,420	6.5	▲ 1,804	▲ 4.0	
21 財産収入	1,596	0.2	1,919	0.3	▲ 323	▲ 16.8	
22 繰入金	33,060	4.9	28,736	4.1	4,324	15.0	
23 繰越金	28,585	4.2	24,205	3.5	4,380	18.1	
24 諸収入	25,105	3.7	25,978	3.7	▲ 872	▲ 3.4	
25 地方債	43,036	6.4	58,969	8.4	▲ 15,932	▲ 27.0	臨時財政対策債の減少
うち臨時財政対策債	5,273	0.8	17,768	2.5	▲ 12,495	▲ 70.3	
臨時債除き地方債	37,764	5.6	41,201	5.9	▲ 3,438	▲ 8.3	
合計	676,832	100.0	699,944	100.0	▲ 23,112	▲ 3.3	
参 一般財源計(1~15)	348,129	51.4	348,816	49.8	▲ 688	▲ 0.2	
" (臨時財政対策債含み)	353,402	52.2	366,584	52.4	▲ 13,182	▲ 3.6	
考 地方交付税+臨時財政対策債	177,543	26.2	192,516	27.5	▲ 14,973	▲ 7.8	

(注)単位未満四捨五入の関係で、積上と合計が一致しない箇所がある。

2 歳出の状況（性質別）

（単位：百万円、％）

費目	令和4年度		令和3年度		対前年度比		主な増減要因
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸び率	
1 人件費	87,047	13.5	86,552	13.0	495	0.6	
2 扶助費	105,057	16.2	119,976	18.0	▲ 14,918	▲ 12.4	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の終了に伴う減少
3 公債費	61,535	9.5	60,192	9.0	1,343	2.2	
4 物件費	97,725	15.1	89,327	13.4	8,398	9.4	コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応による増加
5 維持補修費	17,733	2.7	22,678	3.4	▲ 4,945	▲ 21.8	除排雪経費の減少
6 補助費等	98,981	15.3	97,018	14.5	1,963	2.0	コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応による増加
7 積立金	36,992	5.7	43,202	6.5	▲ 6,210	▲ 14.4	
8 投資及び出資金	2,457	0.4	2,491	0.4	▲ 34	▲ 1.4	
9 貸付金	16,183	2.5	17,438	2.6	▲ 1,255	▲ 7.2	
10 繰出金	49,609	7.7	49,197	7.4	411	0.8	
11 普通建設事業費	69,548	10.8	75,208	11.3	▲ 5,659	▲ 7.5	市町村役場新庁舎の整備完了に伴う減少
うち補助事業	32,519	5.0	35,159	5.3	▲ 2,641	▲ 7.5	
うち単独事業	33,386	5.2	36,476	5.5	▲ 3,090	▲ 8.5	
12 災害復旧費	3,927	0.6	4,801	0.7	▲ 874	▲ 18.2	
13 失業対策費	0	0.0	0	0.0	0	-	
合計	646,794	100.0	668,079	100.0	▲ 21,286	▲ 3.2	
(参考) 義務的経費計 (1~3)	253,639	39.2	266,720	39.9	▲ 13,080	▲ 4.9	
投資的経費計 (11~13)	73,475	11.4	80,008	12.0	▲ 6,533	▲ 8.2	

(注) 単位未満四捨五入の関係で、積上と合計が一致しない箇所がある。